

## 不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
健康増進法第78条第1号	帳簿の管理に関する改善命令違反の過料処分	健康増進課

（対象）

施設の管理権限者

（内容）

法第35条第6項の規定に対する改善命令に違反した場合は、20万円以下の過料に科す。

（処分基準）

喫煙目的室設置施設（喫煙目的室において客に飲食をさせる営業が行われる施設その他の政令で定める施設に限る。）の管理権原者のうち、当該喫煙目的室設置施設の第28条第7号の政令で定める要件に関し厚生労働省令で定める事項を帳簿に記載しなかった者又は保存しなかった者で改善命令に違反した場合。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。